



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計通信

2023年6月号

菅原会計税理士法人・行政書士法人菅原武事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00 ~ PM 5:00

相続手続きウソ？ホント？

昨年、菅原会計税理士法人運営として《相続支援センター鈴鹿》を立ち上げました。相続手続きに関して、何から手をつけていいかわからない！生前に相続対策をしたい！という方向けの窓口となっています。相談件数も増えてきているのですが、相談に来られるお客様から「相続について知らなかったことがいっぱいあった。」との声をよく頂くので今回は〇×クイズを作ってみました。

よかったら皆さんでチャレンジしてください。

死亡届を提出すると、年金は自動的にとまる。

故人の普通自動車は、相続人以外は、引き継ぐことができない。

土地の相続手続き（名義変更）をする場合は、税金がかかる。

故人の財産（遺産）額に関わらず、必ず相続税を支払う。

亡くなる直前に息子に渡した財産は、相続財産に含まれない。

故人の預金解約は、簡単で、行けばすぐに解約ができる。

回答

×、○、○、×、×、×

いかがでしたか？もっと詳しく知りたい方や、相続について相談したい方はご連絡ください。

（三井 記）

